



長野県パートナーシップ届出制度

性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す制度です。(令和5年8月1日施行)

制度の概要

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、制度の利用を希望する場合に、お互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出ます。
 - 県は、その届出を受領したことを証明する「届出受領証」等を交付します。
- ※戸籍や住民票の記載は、変更されません。

制度を利用することで…

お互いを
大切なパートナーで
あると証明する
ものを持てる

生計を一にする子の
氏名及び生年月日の
記載も可能

(届出受領証イメージ)

長野県パートナーシップ届出受領証 携帯用カード	
長野県パートナーシップ届出制度実施要綱の規定に基づき、届出を受領しました。	
届出者【本人】 氏名	届出者【パートナー】 氏名
(年 月 日生)	(年 月 日生)
届出日 年 月 日	
交付番号 第 号	
年 月 日 長野県知事 印	

パートナーと
ともに
各種サービス
受けられる
場面が増える

行政サービス(例)

- 公営住宅への世帯としての入居の申込み
- 公立医療機関における面会、緊急治療への同意 …など

民間サービス(例)

- 携帯電話料金の家族割引の適用
- 住宅ローンの連帯債務、所得合算等の適用
- 生命保険等の受取人の指定 …など



長野県人権啓発キャラクター
「こころちゃん」

性の多様性や違いを認め
共に支え合う長野県へ



県ホームページ
(制度ご案内)